

議案第 15 号

議決第 号

始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件

始良市介護保険条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市介護保険条例の一部を改正する条例

始良市介護保険条例（平成22年始良市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、同項第1号中「34,800円」を「30,900円」に、同項第2号中「52,200円」を「46,400円」に、同項第3号中「52,200円」を「46,800円」に、同項第4号中「62,700円」を「61,100円」に、同項第5号中「69,600円」を「67,800円」に、同項第6号中「83,600円」を「81,400円」に、同項第7号中「90,500円」を「88,200円」に、同項第8号中「104,400円」を「101,700円」に、同項第9号中「118,400円」を「115,300円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 128,900円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 142,400円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 156,000円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 162,800円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,900円」を「19,400円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,900円」を「19,400円」に、「34,800円」を「32,900円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,900円」を「19,400円」に、「48,800円」を「46,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の始良市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。